

なんぽろ 介護保険だより



平成30年12月 南幌町保健福祉課高齢者包括グループ 発行

認知症になっても、安心して暮らせる南幌町をめざして



「認知症サポーター養成講座」を受けてみませんか

認知症は、誰でも起こりうる脳の病気で、高齢者だけの病気ではありません。認知症になっても周囲の理解と気遣いがあれば住みなれた地域で暮らしていくこともできます。

「認知症サポーター」とは…

認知症サポーター養成講座を受けた方が「認知症サポーター」です。何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援者(サポーター)です。その上で、自分のできる範囲(家庭や職場、地域など)で活動できれば大丈夫です。

認知症サポーター講座のお申込み

5名以上のグループから可能です

(講師を派遣いたします)



認知症等で行方不明の心配のある方の

「事前登録」をお願いします。 **SOSネットワーク**

【事前登録のメリット】

- 日頃からの地域での目配りや声掛け体制づくりで行方不明の未然防止につながります。
- 行方不明となった場合、事前登録情報をもとに、協力機関への速やかな発見協力依頼ができます。



認知症あんしんガイド

もの忘れが多く心配、認知症と診断され不安を感じている方やその家族に向け、様々な不安や疑問に寄り添い、安心して住みなれた地域で暮らすための情報を盛り込んだ「南幌町認知症あんしんガイド」を介護保険利用の手引きの中に入れました。

認知症への不安を和らげ、使えるサービスや制度の把握のためにご活用ください。



配布場所

保健福祉課

高齢者包括グループ

「なんぽろカフェサロン」に参加してみませんか

地域の会館などで高齢者をはじめとした地域の皆様が集まって、お茶などを飲みながら談笑したり、簡単な健康体操などを行う「なんぽろカフェサロン」が実施されています。

お近くのサロン活動に参加して、仲間づくりや健康づくりをしてみませんか。(サロンの開催場所などは、町のホームページに掲載しています。)



地域の身近な相談窓口として、
地域包括支援センターをご活用ください

いろいろご相談ください(総合相談・支援)

高齢者のみなさんやその家族の介護に関するお悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなど、いろいろご相談ください。

権利を守りたい(権利擁護・虐待防止など)

高齢者のみなさんが安心して暮らせるよう、成年後見制度の紹介や、虐待防止などに対応します。

在宅での自立した生活のために

できる限り在宅で自立した生活が継続できるよう、介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行います。

さまざまな方面から支えたい

高齢者のみなさんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制づくりに力を入れます。

各種相談・事業のお問い合わせは…

南幌町保健福祉課高齢者包括グループ(南幌町地域包括支援センター)

電話番号:011-378-5888 ファックス:011-378-5255

要介護認定って何？

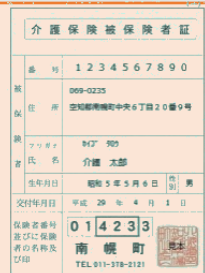
要介護認定を説明する前に…

「介護保険証」をご存知ですか？

介護保険証は、「介護保険の加入者ですよ」と証明してくれる証明書で、65歳になると町から交付されます。

この「介護保険証」を持っていれば、介護保険を使って「介護サービス」を利用できると思っている方…結構多いのではないのでしょうか？

実はこれは間違いで、「送られてきた、持っている」だけでは利用できないのです。このポイントを含め、「要介護認定」をご説明していきます。



「介護保険証を持ってるだけ」では介護サービスは利用できません。

介護保険を使って介護サービスを利用するには、「介護が必要な状態です！」と認められる必要があります。

この、「介護が必要な状態であるか、どのくらい必要なのか」を判定するのが「要介護認定」です。

認定されると介護サービスを利用できるようになります。

介護サービスを利用したい方は、「介護が必要な状態なのか、どれくらい必要なのか調べて下さい」と各市町村に判定を依頼する必要があります。これを「要介護認定」の申請と言います。

介護サービスを利用したい方は、「要介護認定」の申請を保健福祉課に行いましょう

申請は、介護を必要とされる方が住んでいる市町村の窓口にご本人やご家族が行います。申請の手続きは、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に代行をお願いする事もできます。

■申請の際に必要な書類

- ①介護保険証 ②要介護認定申請書 ※詳しくは、各市町村の申請窓口にご確認下さい。

結果が出た後は、介護の専門家「ケアマネージャー」にお願いしましょう！

要介護認定の結果が出て、介護サービスを利用できることになりましたが、どのような介護サービスがあって、どれくらい介護が必要なのか、費用はどれくらいかかるのかなど専門的な知識がなければ適切な利用はできません。まずは、介護の専門家「ケアマネージャー」にお願いしましょう。

ケアマネージャーは、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所という所にいます。

それぞれ担当が分かれているので、要介護度が要支援と決定された方は「地域包括支援センター」へ、要介護と決定された方は「居宅介護支援事業所」へ相談に行くのがよいでしょう。

要支援1・2の方

地域包括支援センターへ連絡
南幌町は、あいくる内の保健福祉課に
地域包括支援センターがあります。

要介護1～5の方

居宅介護支援事業所へ連絡

介護保険利用の手引き

介護保険のしくみや申請からサービス開始の流れ、介護保険サービスの内容、介護保険料などを解説したパンフレットです。第7期介護保険事業・高齢者福祉計画策定に伴い、作成しましたのでご活用ください。

配布場所 保健福祉課高齢者包括グループ（保健福祉総合センターあいくる内）

